

放射線関連装置等保守点検業務委託仕様書（共通）

京都市立病院における放射線関連装置等の保守点検業務について、地方独立行政法人京都市立病院機構を「甲」、受託者を「乙」として、下記のとおり仕様書を定める。

記

1 対象機器

- (1) 令和2年度から4年度まで（3箇年）の対象機器

別表1のとおり

- (2) 令和2年度のみ（1箇年）の対象機器

別表2のとおり

- (3) 対象機器の追加等

機器更新等に伴い、契約期間中に対象機器を追加又は変更する必要が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

2 契約期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

3 契約条件

- (1) 契約期間中は、常に契約機種を良好に使用できる状態を維持するため、別表及び付表に掲げる保守点検を行うこと。

- (2) 点検は、製造会社の定める定期点検整備項目に従って実施すること。

- (3) 乙は、毎年度毎に点検実施予定表を毎年度毎に4月末までに甲の指定する部署へ提出すること。

なお、実際の点検実施日時等については、病院の業務に支障のないよう甲乙協議のうえ、そのつど決定することとし、その内容は速やかに甲へ報告すること。

- (4) 乙は、保守点検等が完了したときは、速やかに甲の担当者へその旨を報告するとともに、乙の所定の様式により報告書を提出し、内容について確認を得ること。

- (5) 定期点検のほか、緊急に修理を要する時には、速やかに点検、調整、修理等を行うこと。

- (6) 甲は、当該年度相当分の委託料を、乙の請求により、別表に掲げる区分に応じて支払うものとする。

- (7) 本契約の履行に当たり、乙の責により、甲（第三者を含む）への財産物への損失、損害又は身体的損害を与えた場合は、乙はこれを負担するものとする。

ただし、機器の停止に伴う甲（第三者を含む）への間接的損害、損失、試験者等への補償はこれを負担しないものとする。

4 その他

この仕様書及び別表に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ、そのつど決定するものとする。